EDINET提出書類 ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(E09111)

変更報告書(特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.11

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦

【住所又は本店所在地】 〒100-8136

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

 【報告義務発生日】
 2023年1月13日

 【提出日】
 2023年1月20日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】2 【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと。

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社日本取引所グループ
証券コード	8697
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(パートナーシップ)
氏名又は名称	ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)
住所又は本店所在地	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	1908年1月1日
代表者氏名	サラ・マケクニー
代表者役職	グループ・コンプライアンス副主任
事業内容	投資運用業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 石川 魁
電話番号	03(6775)-1674

## (2)【保有目的】

投資一任契約に基づき、顧客資産で本件株式を保有している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			5,060,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 5,060,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		5,060,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2023年1月13日現在)	V 528,578,441
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.96
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	1.27

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)

変更報告書(特例対象株券等)

住所又は本店所在地	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

### 【法人の場合】

設立年月日	1983年9月29日
代表者氏名	サラ・マケクニー
代表者役職	グループ・コンプライアンス副主任
事業内容	投資運用業

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 石川 魁
電話番号	03(6775)-1674

## (2)【保有目的】

投資一任契約に基づき、顧客資産で本件株式を保有している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			16,396,741
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	Н
新株予約権付社債券 (株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			209
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М

変更報告書(特例対象株券等)

他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	0	Р	Q	16,396,950
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			16,396,950
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2023年1月13日現在)	V 528,578,441
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	3.10
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	3.81

#### (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1) ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)
- (2) ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)

### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			21,456,841
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			209
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			

ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(E09111)

亦再報告書	(特例対象株券等)
2 T HI -	( 1 T 17 1 X 1 2 X 1 X 1 X T T T T

株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 21,457,050
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		21,457,050
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2023年1月13日現在)	V	528,578,441
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.08

# (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパ ニー(Baillie Gifford & Co)	5,060,100	0.96
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・ リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	16,396,950	3.10
合計	21,457,050	4.06